

[事案 24-125] 特約解約取消請求

・平成 25 年 3 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明により、特約保険料を払込むのが遅れ、特約が解約扱いとなったとして、解約の取消を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 58 年 11 月に契約した終身保険に付加していた災害疾病関係特約の保険料の払込み（主契約は保険料払込満了済み）が、払込猶予期間内（平成 24 年 1 月 24 日まで）になされなかったとして、保険会社によって特約を解約された。

しかし、募集人からは、妻は猶予期間満了日について「平成 24 年 1 月の月末まででよい」との誤った説明を受けていたので、月末（同年 1 月 30 日）に、特約保険料を支払っている。また、特約保険料の払込猶予期間満了日を知らせる通知文書も受け取っていない。よって、特約解約の取消と、特約の復旧を求める。

<保険会社の主張>

特約保険料の払込猶予期間満了日を知らせる通知・返送経緯がないことから申立人宛て送付されている。また、募集人は誤った説明をしていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立書、答弁書等の内容および申立人の妻からの事情聴取の内容にもとづき審議した。審議の結果、以下のとおり、誤説明の事実が認められたので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

(裁定審査会の判断)

昨今の郵便事情において、発送された郵便物が途中で紛失することは稀であり、また、保険会社に当該通知が返送された経緯もないことを考慮すると、申立人に上記通知は送付されたと考えられる。

しかし、申立契約は、昭和 58 年 11 月 24 日に締結され、保険料年払契約であったので、保険料の払込期月は毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までで、保険料払込猶予期間は 12 月 1 日から 1 月 24 日までであったが、申立人と募集人の会話の録音によると、募集人は、申立契約の払込猶予期間の満了日を月末と勘違いしていたことが窺え、申立人が主張する担当者の誤説明の事実は存在したと認めることができる。

もっとも、募集人が誤説明をしたとしても、それにより直ちに保険会社による解約の主張が認められなくなるわけではないが、誤説明の内容は、基本的な事項であり、そのことに起因して、申立人が災害疾病関係特約を失うという重大な結果が生じたことを考慮すると、保険会社による解約の主張を認めるべきではないと考える。